

令和 7 年度第 1 回筑前町地域公共交通会議次第

開催日：令和 7 年 6 月 2 6 日（木）

時 間：14：00～

場 所：筑前町コスモスプラザ

1. 開会

2. 町長あいさつ

3. 委嘱状交付及び委員紹介

4. 役員選出 会長（ ） 副会長（ ）
監事（ ）（ ）

5. 報告事項（経過報告）

（1）令和 6 年度事業報告について

①筑前町地域公共交通計画の策定・実施 . . . 資料 1

②西日本鉄道株式会社様からの申し入れについて . . . 資料 2

乗合バス路線「上西山線」廃止 令和 7 年 10 月 1 日

（2）令和 6 年度決算報告について . . . P6

（3）令和 6 年度会計監査報告について . . . P7

6. 協議事項

（1）令和 7 年度事業について . . . 資料 3

（2）令和 7 年度予算（案）について . . . P8

（3）オンデマンドバス（予約型バス）乗降所の追加について . . . 資料 4

（4）地域公共交通確保維持事業に係る計画申請について . . . 資料 5

(5) 上西山線廃止に伴う今後の対応について

・・・資料 6

①筑紫野市における代替交通について

②筑紫野市地域公共交通会議への出席について

筑前町企画課長 村山 弥生

7. その他

8. 閉会

※第 2 回会議は 9 月を予定しています。

筑前町地域公共交通会議設置要綱

制定 令和5年筑前町告示第2号

改正 令和6年筑前町告示第9号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項を協議するため筑前町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 町における公共交通のあり方の検討
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 町が行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 活性化再生法第5条の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の構成員
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の構成員
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員
- (4) 鉄道事業者
- (5) 町民又は利用者の代表
- (6) 学識経験者
- (7) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表
- (9) 道路管理者
- (10) 朝倉警察署長又はその指名する者
- (11) 筑前町長又はその指名する者
- (12) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の定数及び選任)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、委員の互選によってこれを定める。

(役員の職務)

第5条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計監査を行う。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。

(書面決議)

第7条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第2項中「出席」とあるのは「書面決議に参加」と、前条第3項中「出席委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。
- 3 書面決議を行ったときは、会長は、その結果を速やかに各委員へ報告するものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、第2条各号に掲げる事項に関する調査、検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者の中から会長が選任する。
- 3 幹事会は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 4 幹事会において審議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(運賃協議分科会)

第9条 交通会議は、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等の協議を行う組織として、運賃協議分科会を置くものとする。

- 2 運賃協議分科会は、第3条第2項第1号(当該協議する運賃等に関する事業者に限る。)、第5号、第7号及び第11号に掲げる者をもって組織する。
- 3 運賃協議分科会において運賃等の協議をするときは、あらかじめ住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年3月22日条例第39号)に規定する額とする。

(事務局)

第12条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長を置き、企画課長をもってこれに充てる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

筑前町地域公共交通会議委員名簿

任期 令和7年6月1日～令和9年5月31日

【敬称略】

NO	要綱	所 属	役 職	氏 名	代理出席
1	1 1 号	筑前町	町長	田頭 喜久己	
2	1 号	西鉄バス二日市株式会社	代表取締役	江口 正男	甘木支社支社長 井上 俊弘
3	1 号	西日本鉄道株式会社 自動車事業本部営業部 地域ネットワーク担当	課長	池田 舞	
4	1 号	株式会社甘木観光バス	代表取締役	池野 栄次	
5	2 号	矢野タクシー株式会社	代表取締役	矢野 正洋	
6	2 号	有限会社宮原タクシー	取締役	石井 厚子	
7	3 号	福岡県筑後地区タクシー協会	専務理事	國友 真	
8	4 号	甘木鉄道株式会社	総務営業部長	上野 孝徳	
9	5 号	区長会	会長	柏原 徳行	
10	5 号	筑前町シニアクラブ連合会	女性部長	勝山 一美	
11	5 号	筑前町民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員	後藤 玉枝	
12	5 号	PTA代表	東小田小学校	中島 敬尋	
13	6 号	九州産業大学	教授	稲永 健太郎	
14	7 号	九州運輸局福岡運輸支局	支局長	永松 靖二	運輸企画専門官 武末 将児
15	8 号	甘木観光労働組合	副執行委員長	古賀 文紀	
16	9 号	福岡県朝倉県土整備事務所	地域整備主幹	中島 慎太郎	
17	9 号	筑前町役場建設課	土木建設1係長	蒲池 晴久	
18	1 0 号	福岡県朝倉警察署	交通課長	栗山 隆巳	
19	1 2 号	筑前町社会福祉協議会	事務局長	甲斐 智英	
20	1 2 号	筑前町商工会	副会長	前田 一夫	

区分	所 属	役 職	氏 名	代理出席
オ ブ ザ ー バ ー	九州運輸局福岡運輸支局	事務官	佐藤 駿乃介	
	福岡県企画・地域振興部交通政策課	課長補佐	三重野 直美	旅客係長 上谷 恵
	筑前町	副町長		
	株式会社 アイシン	主任	松元 武士	
	日本工営株式会社 福岡支社	交通都市部交通システムグループ 課長	津田 圭介	
	日本工営株式会社 福岡支社	交通都市部交通システムグループ	荒尾 俊介	
	筑前町教育委員会 教育課	係長	井浦 直洋	
	筑前町福祉課	係長	石橋 さやか	

事務局	企画課	課 長	村山 弥生
	企画課	課長補佐	畠中 康江
	企画課企画調整・ふるさと納税係	係長	藤上 隆太郎
	企画課企画調整・ふるさと納税係	主査	手島 貴宏

令和6年度筑前町地域公共交通会議決算書

(歳入)

単位：円

区 分		予算額	決算額	差引額	備考
補助金	町負担金	2,815,000	2,805,692	△ 9,308	9,308円町へ返還
雑収入	預金利息	0	1,078	1,078	
合 計		2,815,000	2,806,770	△ 8,230	

(歳出)

単位：円

区 分		予算額	決算額	差引額	
需用費	消耗品費	1,000	1,000	0	印紙代
役務費	手数料	2,000	770	△ 1,230	振込手数料
委託料		2,805,000	2,805,000	0	地域公共交通支援業務委託
予備費		7,000	0	△ 7,000	
合 計		2,815,000	2,806,770	△ 8,230	

(歳入) 2,806,770- (歳出) 2,806,770円=0円

上記のとおり報告します。

令和7年6月26日

筑前町地域公共交通会議 会長

監 査 報 告 書

筑前町地域公共交通会議会計の収支決算について監査を行ったので、その結果を報告します。

1.監査対象

令和 6 年 5 月 1 日～令和 7 年 3 月 21 日

2.監査の期日

令和 7 年 3 月 24 日

3.監査結果

預金通帳、会計簿及び関係書類を監査したところ、いずれも適正に処理されていることを認めます。

令和 7 年 3 月 24 日

筑前町地域公共交通会議

会長 稲永 健太郎 様

監事 前 田 一 夫 

監事 甲 斐 智 英 

令和7年度筑前町地域公共交通会議予算書(案)

(歳入)

単位：円

区 分		予算額	前年度予算額	比較	備考
補助金	町負担金	3,919,390	2,815,000	1,104,390	
雑収入	預金利息	0	0	0	
合 計		3,919,390	2,815,000	1,104,390	

(歳出)

単位：円

区 分		予算額	前年度予算額	差引額	
需用費	消耗品費	3,200	1,000	2,200	印紙代
	印刷製本費	80,000	0	80,000	イベントチラシ印刷
役務費	手数料	5,390	2,000	3,390	振込手数料
委託料		3,830,800	2,805,000	1,025,800	地域公共交通支援業務委託 地域公共交通関連イベント委託
予備費		0	7,000	△ 7,000	
合 計		3,919,390	2,815,000	1,104,390	